

秋田県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年秋田県条例第7号）第4条第1項の規定に基づき、平成28年度における人事行政の運営の状況及び秋田県人事委員会の業務の状況を次のとおり公表する。

平成29年9月22日

秋田県知事 佐竹 敬久

第1 人事行政の運営の状況

1 任免及び職員数の状況等

(1) 任免及び職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数				対前年増減数		主 な 増減理由
		平成28年		平成29年		うち 知事部局	うち 知事部局	
			うち 知事部局		うち 知事部局			
一般行政	総務他	3,345人	3,208人	3,342人	3,181人	△3人	△27人	事務の統廃合・縮小等
特別行政	教 育	8,897人	11人	8,754人	8人	△143人	△3人	児童生徒数の減少等
	警 察	2,345人		2,359人		14人		欠員補充
公営企業	病 院	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	下水道	9人	9人	9人	9人	0人	0人	
	その他	108人	12人	110人	12人	2人	0人	業務増等
合 計		14,704人	3,240人	14,574人	3,210人	△130人	△30人	

※ 職員数は、一般職の職員（地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の人数である。

(2) 定員管理の取組

定員管理計画（知事部局）

対象職員：知事部局職員（再任用職員及び医師確保対策室医師を除く。）

計画期間：平成26年度から平成29年度までの4年間

縮減目標：3,349人（平成25年4月1日現在）を約4パーセント（129人）縮減し、3,220人（平成29年4月1日時点）へ

2 人事評価の状況

(平成28年度)

区 分	勤 務 成 績 の 評 定 の 概 要
知事部局	<p>職員人事評価制度</p> <p>対 象：知事部局及び労働委員会事務局の一般職の職員</p> <p>評 価 者：直属の上司を1次評価者、さらにその上司を2次評価者とする。</p> <p>評価期間：能力 平成27年10月1日～平成28年9月30日 業績 平成28年4月1日～平成29年3月31日</p> <p>評価方法：能力及び業績について、役職段階別に評価要素を定め5段階評価を行う。</p>
警察本部	<p>警察職員人事評価制度</p> <p>秋田県警察職員人事評価実施規程による。</p> <p>対 象：警視以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員</p> <p>評価期間：能力 平成27年10月1日～平成28年9月30日 業績 平成28年2月1日～平成29年1月31日</p> <p>評価方法：能力及び業績について、役職段階別に評価要素を定め5段階評価を行う。</p>
教育委員会	<p>教員人事評価制度</p> <p>「秋田県立学校職員の人事評価に関する規則」及び「秋田県市町村立学校職員の人事評価に関する規則」による。</p> <p>対 象：校長及び教員（平成28年度は県立の臨時講師も対象）</p> <p>評価期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日</p> <p>評価方法：職種別に評価項目を選択し、その職務遂行状況について、評価要素ごとに5段階評価を行う。</p> <p>事務職員等人事評価制度</p> <p>対 象：臨時職員・非常勤職員を除く事務職員、学校栄養職員、海事職員及び現業職員並びに教育庁等の職員</p> <p>評価期間：能力 平成27年10月1日～平成28年9月30日 業績 平成28年4月1日～平成29年3月31日</p> <p>評価方法：能力及び業績について、役職段階別に評価要素を定め5段階評価を行う。</p>

3 給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 平均給料月額等

(平成29年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均諸手当月額	平均給与月額	平均年齢
行政職	332,000円	66,614円	398,614円	42歳8月
警察職	318,000円	98,678円	416,678円	38歳9月
教育職(高等学校等)	396,780円	45,907円	442,687円	45歳9月
教育職(小・中学校)	403,300円	35,551円	438,851円	49歳1月
技能労務職	334,100円	44,671円	378,771円	51歳3月

(2) 初任給の状況及び経験年数別の平均給料月額

(平成29年4月1日現在)

区 分	初任給	採用2年後の 給料月額	経験年数別平均給料月額			
			10年	15年	20年	
行政職	大学卒	179,643円	191,639円	261,800円	321,000円	364,100円
	高校卒	147,283円	155,751円	220,200円	259,500円	310,400円
警察職	大学卒	205,753円	228,737円	286,100円	342,600円	391,500円
	高校卒	166,235円	185,490円	256,800円	292,500円	343,000円
教育職(高等学校等)	大学卒	201,115円	213,112円	315,100円	365,100円	400,900円
教育職(小・中学校)	大学卒	201,115円	213,112円	312,100円	363,000円	395,000円
	短大卒	176,719円	192,748円	288,500円	338,100円	373,100円

(3) 行政職の級別職員数の状況

(平成29年4月1日現在)

区 分	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的職務内容	部長	次長	課長	課長	主幹・ 副主幹	副主幹 ・主査	主査・ 主任	主事・ 技師	主事・ 技師	
職員数	19人	32人	64人	228人	936人	1,105人	436人	364人	469人	3,653人
構成比	0.5%	0.9%	1.8%	6.2%	25.6%	30.2%	11.9%	10.0%	12.8%	100%

※ 県には9種類13表の給料表があるが、そのうちの行政職給料表の状況である。

(4) 標準を超える昇給の状況

(平成28年度)

区 分	行政職	警察職	教育職(高等学校等)	教育職(小・中学校)
職員数	3,736人	1,924人	2,816人	5,245人
標準を超える昇給職員数	799人	352人	503人	615人
比率	21.4%	18.3%	17.9%	11.7%

(5) 諸手当の状況

ア 期末手当及び勤勉手当

(平成28年度)

区 分	期 末 手 当		勤 勉 手 当	
	6月支給	1.175月分	0.775月分	
支給割合	12月支給	1.325月分	0.825月分	
	合計	2.5月分	1.6月分	
	1人当たり 平均支給額	行政職	1,510,196円	
	警察職	1,423,116円		
	教育職	1,795,586円		
加算措置の状況	職務の級に応じて5%~20%の加算を行う。			

イ 退職手当

(平成28年度)

区 分	支 給 割 合	
	自 己 都 合	勸 奨 ・ 定 年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度	49.59月分	49.59月分
職 種 別 平 均 支 給 額		
行政職	19,137千円	
警察職	18,623千円	
教育職	21,783千円	

ウ 時間外勤務手当

(平成28年度)

支給総額	20億632万円
------	----------

支給対象職員1人当たり支給年額	352,853円
-----------------	----------

エ 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される。30種類の手当があり、そのうち支給額・支給人数の多い手当は警察職員手当、教育業務連絡指導手当等である。(平成28年度)

支給総額	838,513千円
支給職員1人当たり平均支給年額	142,820円
職員全体に占める手当支給職員の割合	37.8%

オ その他の主な手当

(平成29年4月1日現在)

手当名	内 容	区 分	支 給 額
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給	配偶者	月額10,000円
		子	月額 8,000円
		配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	月額10,000円
		父母等	月額 6,500円
		配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	月額 9,000円
		満16歳となる年度の初日(4月1日)から満22歳となる年度の末日(3月31日)までの子	1人当たり月額5,000円を加算
住 居 手 当	借家又は借間に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給		最高 月額27,000円
通 勤 手 当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用する職員又は自動車等を使用する職員に支給	交通機関利用	最高 月額55,000円
		自動車等利用	最高 月額51,400円
寒冷地手当	11月から3月までにおいて秋田県に在勤する職員に支給	秋田県内に勤務する職員	扶養親族の数などに応じて年額36,800円～89,000円

(6) 勤務時間の状況

(平成28年度)

勤 務 時 間	休 憩 時 間
午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで

※ このほか、窓口業務のある機関、福祉施設、公の施設、空港管理事務所等においては、必要に応じ特別の勤務時間等を定めている。

(7) 休暇の状況

ア 年次休暇の取得状況

(平成28年1月～同年12月)

区 分	対象人数	使用可能日数	総使用日時数	1人当たり使用日時数
知事部局等	3,188人	123,841日	35,886日0時間	11日2時間
警 察 本 部	2,315人	89,438日	20,663日3時間	8日7時間
県教育委員会	3,815人	140,459日	38,395日1時間	10日0時間

※1 「知事部局等」とは、知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局をいう(以下の表において同じ。)

※2 「県教育委員会」には、市町村立学校の県費負担教職員を含まない。

イ 介護休暇の取得状況(平成28年度)

区 分	取得者数
知事部局等	0人
警 察 本 部	1人
教育委員会	9人

※1 「教育委員会」には、市町村立学校の県費負担教職員を含む(以下の表において同じ。)

※2 介護休暇取得者数は、延べ人数である。

ウ 休暇制度の概要

休暇の種類

(平成28年度)

種 類	内 容
年次休暇	1年に20日(新規採用の年は、採用月に応じて定められた日数)与えられる。残日数は、20日を限

	度として翌年に繰り越すことができる。
病気休暇	負傷又は疾病により療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に与えられる。(主な特別休暇は、次の表のとおり。)
介護休暇	配偶者、父母等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。

主な特別休暇

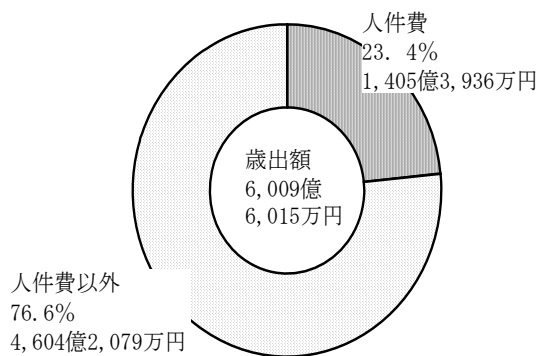
種 類	内 容 (日数等)
ボランティア休暇	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であるときに与えられる。(年5日以内)
結 婚 休 暇	職員が結婚する場合に与えられる。(7日以内)
出 産 休 暇	女性職員が出産する場合に与えられる。(産前8週間及び産後8週間)
配偶者出産休暇	職員の妻の出産に伴い、入院の付添い等をする場合に与えられる。(2日以内)
配偶者の出産に係る子の養育休暇	職員の妻が出産する場合で、子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる。(5日以内)
家族看護等休暇	職員が、その配偶者、父母、配偶者の父母若しくは養育する義務教育終了前の子の看護をする場合で、勤務しないことが相当と認められるときに与えられる。(年6日以内。家族が2人以上の場合は10日以内)
短期の介護休暇	職員が要介護者の介護等を行う場合に与えられる。(年5日以内。要介護者が2人以上の場合は10日以内)
服 忌 休 暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が喪に服するときに与えられる。(親族区分により定める日数。最高で連続10日以内)
夏 季 休 暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため職員が勤務しないことが相当と認められる場合に与えられる。(年5日以内)

(8) 修学部分休業、高齢者部分休業の取得状況(平成28年度)

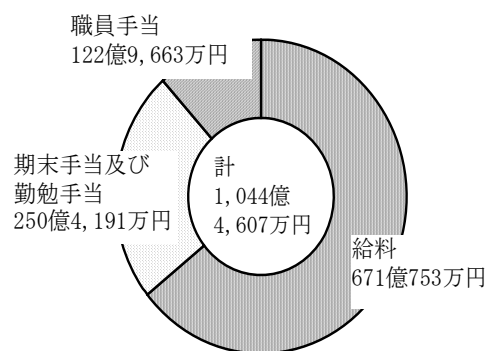
区 分	修学部分休業 取得者数	高齢者部分休業 取得者数
知事部局等	0人	0人
警察本部	0人	0人
教育委員会	0人	5人

(9) 職員給与費の状況

I 人件費の状況
(平成27年度普通会計決算)



II 職員給与費の内訳
(平成29年度一般会計予算)



対象職員数15,482人 一人当たり675万円

※人件費には、知事等の特別職の給料及び報酬を含む。

※職員手当には、退職手当を含まない。

(10) 特別職の給料及び報酬等の状況

(平成29年4月1日現在)

区 分	給料及び議員報酬	期 末 手 当		退 職 手 当	
		6月期	12月期	算 定 方 法	支給時期
知 事	1,210,000円 (968,000円)	1.525月分	1.525月分	給料月額×在職月数×70/100	任期ごと

副知事	930,000円 (790,500円)	1.525月分	1.525月分	給料月額×在職月数×45/100	任期ごと
議長	910,000円	1.525月分	1.525月分	支給しない。	
副議長	810,000円	1.525月分	1.525月分		
議員	780,000円	1.525月分	1.525月分		

※ 知事・副知事の給料については、平成33年4月までの特例措置として、知事が20パーセント、副知事が15パーセント減額して支給することとされており、括弧内が減額後の額である。

※ 知事・副知事の期末手当については、平成32年12月までの特例措置として、知事が20パーセント、副知事が15パーセント減額される。

※ 知事・副知事の退職手当については、前任期における特例措置として、知事が15パーセント、副知事が10パーセント減額して支給した。

4 休業の状況

(1) 育児休業の取得状況（平成28年度）

区分	育児休業（女性）			育児休業（男性）			部分休業 取得者数
	取得可能者数	取得者数	取得率	取得可能者数	取得者数	取得率	
知事部局等	32人	32人	100.0%	58人	2人	3.4%	3人
警察本部	18人	18人	100.0%	128人	2人	1.6%	1人
教育委員会	61人	60人	98.4%	87人	1人	1.1%	4人

※1 育児休業の「取得可能者数」とは、平成28年度に新たに育児休業が取得可能となった者の数をいう。

※2 育児休業の「取得者数」とは、平成28年度に新たに育児休業が取得可能となった者のうち、平成28年度に新たに育児休業を取得した者の数をいう。

※3 「部分休業取得者数」とは、平成28年度に新たに部分休業を取得した者の数をいう。

(2) 自己啓発等休業、大学院修学休業及び配偶者同行休業の取得状況（平成28年度）

区分	自己啓発等休業 取得者数	大学院修学休業 取得者数	配偶者同行休業 取得者数
知事部局等	0人	—	0人
警察本部	0人	—	0人
教育委員会	0人	0人	0人

5 分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分及び懲戒処分を受けた職員の数（平成28年度）

区分	分限処分を受けた職員の数					懲戒処分を受けた職員の数				
	降任	免職	休職	降給	計	戒告	減給	停職	免職	計
知事部局等			92人		92人	4人		1人		5人
警察本部			16人		16人		1人		1人	2人
教育委員会			162人		162人	3人	2人	1人	3人	9人
計			270人		270人	7人	3人	2人	4人	16人

※ 休職者数は延べ人数である。

(2) 行為別の懲戒処分を受けた職員の数（平成28年度）

行為区分	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任用に関する不正					0人
一般服務違反	4人		1人		5人
一般非行		1人		3人	4人
収賄等					0人
道路交通法違反（職務執行外）	1人	2人	1人	1人	5人
監督責任	2人				2人
計	7人	3人	2人	4人	16人

6 サービスの状況

服務規律の確保に関する取組（平成28年度）

区分	取組の概要
知事部局	平成28年6月 参議院議員通常選挙における服務規律の確保について（通知） 平成28年6月 職員の綱紀の保持について（通知） 平成28年12月 職員の綱紀の保持について（通知） 平成29年2月 秋田県知事選挙における服務規律の確保について（通知）
警察本部	平成28年5月 第24回参議院議員通常選挙における警察職員の規律の保持について（通達）

	平成28年12月 年末年始における規律の保持及び各種事故防止について（通達）
	平成29年2月 異動期における規律の保持及び各種事故防止について（通達）
教育委員会	平成28年7月 職員の綱紀の保持について（通知）
	平成28年12月 職員の綱紀の保持について（通知）

7 退職管理の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の退職管理に関する条例（平成27年秋田県条例第59号）により、営利企業等に再就職した元職員は退職前の職務に関して、現職職員への働きかけを行うことが禁止されているが、平成28年度においては、規制に違反する行為は認められなかった。

なお、働きかけ規制の円滑な実施のため、本庁課長級以上の経験がある元職員に対し、再就職情報の届出を義務づけているが、届出件数は次のとおりであった。

平成28年度の再就職情報の届出件数

知事部局 34件

警察本部 4件

教育委員会 0件

8 研修の状況

（平成28年度）

区分	研修実施機関	研修区分	内容	修了者数
知事部局	秋田県自治研修所	役職段階別指定研修	新規採用職員研修、3年目職員研修、キャリア開発研修、役付職員研修等	763人
		組織力向上研修	ブラザー・シスター職員研修、女性職員キャリアデザイン研修、メンタルヘルス（ラインケア）研修	255人
		能力開発研修	業務に役立つ法令の読み方、データの見方・活かし方、地域ブランディング、住民との協働によるまちづくり等	400人
		計		
警察本部	秋田県警察学校	指定研修(採用時教養)	初任科、初任補修科、一般職員初任科	147人
		専門研修	専科、部門別任用科等	422人
		計		
教育委員会	秋田県総合教育センター	教職経験者研修	初任者研修、教職5年経験者研修、教職10年経験者研修等	485人
		職務別研修	新任校長研修、新任教頭研修、新任教務主任研修、新任学年主任研修等	381人
		計		

9 福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生状況

ア 福利厚生事業の概要

職員の病気、負傷、出産、死亡等に関する事及び退職年金に関する事については、地方公務員法第43条の規定に基づき共済制度が設けられることとされており、共済制度は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づき実施されている。

職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項については、地方公務員法第42条の規定により「厚生に関する計画」を各任命権者ごとに策定し、実施している。

また、秋田県職員の共済制度に関する条例に基づき設立された職員互助会（県職員、教育関係職員、警察職員の各互助会）も福利厚生の事業を実施している。

「厚生に関する計画」に基づき平成28年度において県が実施した福利厚生事業は、次の表のとおりである。

イ 職員厚生費の状況

（平成28年度）

区分	分類	主な事業	事業費
知事部局等	健康管理・安全衛生管理	職員健康診断、健康管理・安全衛生管理	79,076千円
	職員住宅建築費償還金	職員住宅（4棟分）	19,525千円
	計		
警察本部	健康管理・安全衛生管理	職員健康診断、健康管理・安全衛生管理	31,491千円
	職員ストレスチェック事業	ストレスチェック、ストレス相談	2,079千円

			計 33,570千円
教育委員会	健康管理・安全衛生管理	職員健康診断、健康管理・安全衛生管理	50,601千円
	福利厚生	福利厚生事業にかかる事務	1,977千円
			計 52,578千円

(2) 公務災害補償の状況

ア 公務災害補償制度の概要

地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

補償の実施は、常勤職員については「地方公務員災害補償基金」が行い、議会の議員その他非常勤の職員については各地方公共団体が行う。

補償の種類には、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償などがある。

イ 地方公務員災害補償基金による補償実績 (平成28年度)

療養補償		障害補償		遺族補償		その他		福祉事業	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
142件	43,415千円	6件	17,802千円	12件	26,252千円	3件	2,441千円	26件	22,548千円

※ 県職員（市町村立学校の県費負担教職員を含む。）に対する補償実績である。

第2 人事委員会の報告事項

1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成28年度の報告及び勧告の概要

平成28年10月7日、職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

(1) 給与の改定について

ア 本年の改定

(ア) 給料表

本年4月時点における職員の月例給が県内民間給与を417円（0.11%）下回っていることから、若年層に重点を置いて給料表の水準を引き上げ、県内民間給与との較差を解消する。

また、初任給については、1,400円程度引き上げる。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民較差 (A - B)
376,928円	376,511円	417円 (0.11%)

(イ) 期末・勤勉手当

県内の民間の年間支給割合（4.08月）に見合うよう、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引き上げて4.10月とする。

「改定後の支給月数」

28年度	一般職員		6月期	12月期
	期末手当	2.50月	1.175月	1.325月
勤勉手当	1.60月 (+0.05月)	0.775月	0.825月 (+0.05月)	
計	4.10月 (現行4.05月)	1.950月	2.150月 (現行2.100月)	
29年度以降	一般職員		6月期	12月期
	期末手当	2.50月	1.175月	1.325月
勤勉手当	1.60月 (+0.05月)	0.800月 (+0.025月)	0.800月 (+0.025月)	
計	4.10月 (現行4.05月)	1.975月 (現行1.950月)	2.125月 (現行2.100月)	

(ウ) 初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給限度額を引き上げる。

(エ) 扶養手当

国の動向等を踏まえ、次の見直しを行う。

- ・配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引き上げる。
- ・本庁部・次長級職員（行政職給料表9級・8級相当）の職員は、子以外の扶養親族に係る手当を不支給または他の職員のおおむね半額に引き下げる。
- ・受給者への影響を勘案し、段階的に実施する。

イ 実施時期

アの(ア)、(ウ)の改定は平成28年4月1日から、(イ)の改定は平成28年12月1日から、(エ)の改定は平成29年4月1日から実施する。

ウ その他の事項

給料の調整額及び特殊勤務手当等諸手当については、職員の業務の実態や獣医師の人材確保の状況、国及び他の都道府県の支給状況等の調査を行い、社会情勢の変化や技術の進歩等に伴って、改定する必要があるものについて、随時見直しを行う。

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

地方公務員法の改正により、地方公務員について、人事評価制度が導入され能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることとなった。

本県においては、本法の趣旨を踏まえ、制度の定着及び円滑な導入に向けた取組を引き続き進めていく必要がある。

(3) 高齢層職員の雇用

年金支給年齢の引き上げに伴い再任用職員の増加傾向が見られる中、公務で培った能力や経験を活用し、質の高いサービスの提供に努めるとともに、引き続き再任用制度を適切に運用し、地方公務員の雇用と年金を確実に接続する必要がある。

(4) 勤務環境の整備

ア 時間外勤務の縮減等と心の健康づくりの推進

恒常的な時間外勤務の実態が依然として見受けられるため、任命権者及び管理職員は、適正な人員配置や事務処理体制の見直し等により、業務量の平準化や業務の効率化に努め、時間外勤務の縮減に向けてのマネジメントを強化するとともに、年次休暇を取得しやすい職場づくりを引き続き推進する必要がある。

なお、現在、研究職員のみを対象としているフレックスタイム制の対象拡大について検討を進める必要がある。

また、心の健康の問題による病気休職者が、依然として病気休職者全体の6割を超える高い水準にあることから、任命権者においては、引き続き職員のメンタルヘルス対策の充実を図るとともに、ハラスメントを防止するため、職員一人一人の意識啓発に一層取り組むほか、管理職員においても、部下職員とのコミュニケーションに留意し、良好な人間関係に基づく職場づくりに努める必要がある。

イ 女性の登用拡大と両立支援の推進

女性職員の採用を増やすため、採用に関する説明会等において仕事のやりがいや魅力のほか、働きやすい職場環境等について積極的に広報するとともに、任命権者においては、女性職員の職域の拡大とキャリア形成に向けた取組を進め、女性職員の登用につなげていく必要がある。

両立支援に向けた制度については、職員が性別にかかわらず育児や介護において役割を果たしながら勤務を継続できる体制の構築のため、任命権者においては、引き続き、両立支援制度を利用しやすい職場の支援体制の整備を推進するとともに、本県においても、今般の民間労働法制の改正内容に即した見直しを行う必要がある。

2 競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験

(平成28年度)

区分	採用 予定 人員 (A)	申込者数		第1次試験						第2次試験				最終 倍率 C/F	辞退 者数			
		内 女性 (B)	内 女性 (C)	内 女性 (D)	内 女性 (E)	内 女性 (F)	内 女性 (G)	内 女性 (H)	受験者数	合格者数	受験率	倍率	受験者数		合格者数	受験率	内 女性 (I)	内 女性 (J)
行政A	25	415	153	360	139	56	13	86.7%	6.4	52	12	34	9	92.9%	10.6	12	4	
行政B	2	29	17	23	15	8	6	79.3%	2.9	7	5	4	3	87.5%	5.8	0	0	
行政C(職務経験者)	2	71	14	53	13	10	1	74.6%	5.3	8	1	2	0	80.0%	26.5	0	0	
管理栄養士	2	27	24	27	24	7	6	100.0%	3.9	7	6	2	2	100.0%	13.5	0	0	
化学	3	10	1	9	1	5	1	90.0%	1.8	5	1	3	1	100.0%	3.0	0	0	
農芸化学	2	7	2	7	2	7	2	100.0%	1.0	7	2	3	0	100.0%	2.3	0	0	
農学(一般)	3	27	9	18	7	9	3	66.7%	2.0	9	3	3	1	100.0%	6.0	0	0	
農業農村工学	6	12	4	10	4	9	4	83.3%	1.1	9	4	7	4	100.0%	1.4	2	2	
畜産	1	7	4	5	3	5	3	71.4%	1.0	4	2	2	2	80.0%	2.5	0	0	
水産	1	2	0	2	0	2	0	100.0%	1.0	2	0	1	0	100.0%	2.0	0	0	
林学	4	11	4	8	3	7	2	72.7%	1.1	7	2	3	1	100.0%	2.7	0	0	
電気	2	8	0	4	0	4	0	50.0%	1.0	4	0	2	0	100.0%	2.0	0	0	

	土木	5	28	3	22	2	13	1	78.6%	1.7	13	1	9	1	100.0%	2.4	1	0
	建築	2	9	0	7	0	6	0	77.8%	1.2	6	0	3	0	100.0%	2.3	2	0
	機械	1	4	1	3	1	3	1	75.0%	1.0	3	1	2	0	100.0%	1.5	1	0
	警察事務	8	61	26	53	24	20	8	86.9%	2.7	20	8	6	5	100.0%	8.8	1	1
	建築(警察)	1	0	0	0	0	0	0	0.0%									
	計(17)	70	728	262	611	238	171	51	83.9%	3.6	163	48	86	29	95.3%	7.1	19	7
短大卒業程度	一般事務	2	37	26	28	20	10	6	75.7%	2.8	9	5	4	3	90.0%	7.0	0	0
	保健師	2	17	16	14	13	7	6	82.4%	2.0	5	4	3	2	71.4%	4.7	0	0
	土木	2	10	3	10	3	7	3	100.0%	1.4	5	2	2	1	71.4%	5.0	0	0
	計(3)	6	64	45	52	36	24	15	81.3%	2.2	19	11	9	6	79.2%	5.8	0	0
高校卒業程度	一般事務 a												18	9			3	2
	一般事務 b	13	195	83	187	77	40	12	95.9%	4.7	34	9	1	0	85.0%	9.8	0	0
	農業農村工学	4	9	1	9	1	6	1	100.0%	1.5	6	1	5	1	100.0%	1.8	0	0
	林学	2	7	0	7	0	5	0	100.0%	1.4	5	0	3	0	100.0%	2.3	1	0
	電気	2	12	0	11	0	7	0	91.7%	1.6	3	0	2	0	42.9%	5.5	0	0
	土木	2	12	1	10	1	7	1	83.3%	1.4	6	0	4	0	85.7%	2.5	2	0
	建築	2	3	0	2	0	2	0	66.7%	1.0	0	0	0	0	0.0%			
	警察事務	8	55	25	49	23	21	11	89.1%	2.3	21	11	11	7	100.0%	4.5	2	1
	小計(8)	33	293	110	275	102	88	25	93.9%	3.1	75	21	44	17	85.2%	6.3	8	3
	一般事務(身障)	6	10	4	8	3	8	3	80.0%	1.0	7	2	6	2	87.5%	1.3	1	0
計(9)	39	303	114	283	105	96	28	93.4%	2.9	82	23	50	19	85.4%	5.7	9	3	
合計(29職種)	115	1,095	421	946	379	291	94	86.4%	3.3	264	82	145	54	90.7%	6.5	28	10	
警察官 A I	12	68	—	42	—	17	—	61.8%	2.5	16	—	5	—	94.1%	8.4	0	—	
警察官 A II	30	269	—	167	—	85	—	62.1%	2.0	73	—	26	—	85.9%	6.4	7	—	
女性警察官 A	5	53	53	28	28	19	19	52.8%	1.5	13	13	6	6	68.4%	4.7	1	1	
警察官 B	35	298	—	204	—	95	—	68.5%	2.1	88	—	29	—	92.6%	7.0	0	—	
女性警察官 B	10	70	70	47	47	30	30	67.1%	1.6	29	29	14	14	96.7%	3.4	3	3	
小計(5)	92	758	123	488	75	246	49	64.4%	2.0	219	42	80	20	89.0%	6.1	11	4	
総計(34職種)	207	1,853	544	1,434	454	537	143	77.4%	2.7	483	124	225	74	89.9%	6.4	39	14	

※ 警察官 A、警察官 B について、他県を第一志望としている者は除く。

(2) 選考採用(適用根拠別状況)

(平成28年度)

根拠規定		区分	任命権者別			計
			知事	教育委員会	警察本部	
人事委員会規則 4-5 第 2 6 条 第 1 項			20	3	19	42
第 3 号 国、他の地方公共団体等の在職者	森林技監		1			1
	政策監		1			1
	上席主幹		1			1
	主事		2			2
	警視				2	2
	警部				4	4
	警部補				1	1
	巡査部長				6	6
	巡査				2	2
	調査官				1	1
	専門官				1	1
小計			5	0	17	22
第 8 号	児童福祉司		2			2
	医師		2			2
	看護師		1			1
	獣医師		4			4
	機関士		1			1
	職業訓練指導員		1			1
	消防学校教官		1			1

	その他	研究員	3		2	5
		文化財専門職員			3	3
		小 計	15	3	2	20
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条			5	0	0	5
特定任期付職員			0			0
一般任期付職員			5			5
地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条			0	0	0	0
第1号任期付研究員						
第2号任期付研究員						
合 計			25	3	19	47

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 任命権者に関するもの

事案名	要求者	要求年月日	要求内容	審理内容等	終結内容年月日等
該当なし					

(2) 委託市町村・一部事務組合に関するもの

事案名	要求者	要求年月日	要求内容	審理内容等	終結内容年月日等
該当なし					

4 不利益処分に関する審査請求の状況

(1) 任命権者に関するもの

事案名	申立人	申立年月日	申立理由	審理状況	終結内容年月日等
該当なし					

(2) 委託市町村・一部事務組合に関するもの

事案名	申立人	申立年月日	申立理由	審理状況	終結内容年月日等
該当なし					